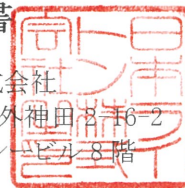


輸出貿易管理令に基づく当社製品の該非判定見解書

日本ライトン株式会社
東京都千代田区外神田 8-16-2
第二ディーアイビル 8 階



輸出貿易管理令別表第1及び別表第2に基づく当社製品の該非判定見解を以下に示します。本見解は、2026 年 2 月 14 日施行の法令改正に基づき判定したものであり、同日以降に法令の改正が実施された場合は無効となります。

なお、輸出貿易管理令別表第1の16項に掲げる品物のうち、関税定率法別表第85類「電気機器及びその部品」に該当する下記の製品は、輸出令別表第3の国を除く全地域に輸出に際し、キャッチオール規制の対象となります。

また本見解書は、当社製品単体での見解であるため、キャッチオール規制に関しては、貴社において需要者、最終用途をご確認のうえ、必要に応じて経済産業省への許可申請を行なっていただきますよう、お願い申し上げます。

1. 該非判定見解

(1) 該非判定（対象モデルは 項番2 参照）

項番	対象法令	区分	該非判定	判定見解	備考
1	輸出令別表第1の1～15 項	リスト規制	非該当	下表1.1参照	
2	輸出令別表第1の16 項	キャッチオール規制	該当	大量破壊兵器等:該当 通常兵器:(2)に該当	
3	輸出令別表第2	別表第2貨物	非該当	対象となる判定項番がありません	

表1.1 リスト規制の判定根拠【輸出貿易管理令別表第1の2項の36項】

省令	判定基準	判定
第一条 四十一	直流の電源装置であって、次のいずれかに該当するものである イ 出力電流が 500 アンペア以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が、0.1 パーセント未満で、かつ、出力電圧が 100 ボルト以上の状態で連続 8 時間を越えて使用することができるもの ロ 出力電圧が、20,000 ボルト以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が 0.1 パーセント未満で、かつ、出力電流が1アンペア以上の状態で連続 8 時間を越えて使用することができるもの	イ項、ロ項いずれも該当しません

(2) EAR 規制

確認法令	判定結果	備考
米国輸出管理法 制貨物・技術	対象外	

2. 対象モデル

モデルタイプ	モデル
AC アダプタ	CXLA100F、CXLA150F
DIN レール	CXLDA120F、CXLDA240F、CXLDA480F

以上